

山梨県後期高齢者医療広域連合議会
平成 24 年第 1 回定例会
会 議 録

平成 24 年 2 月 17 日 開会
平成 24 年 2 月 17 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第1号(2月17日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議決事件の条項、字句等の整理	22
○閉会	22
○会議録署名	23

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 24 年第 1 回定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 24 年第 1 回定例会を次のとおり招集する。

平成 24 年 2 月 10 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 堀内 茂

- 1 期日 平成 24 年 2 月 17 日(金)午後 2 時
- 2 場所 山梨県自治会館 1 階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(25 名)

2 番 太田利政 君	3 番 小林義孝 君	4 番 大村政啓 君
5 番 後藤慶家 君	7 番 清水 実 君	8 番 中嶋 新 君
9 番 長谷部集 君	10 番 網倉正治 君	11 番 久島博道 君
12 番 廣瀬 一 君	13 番 河西 茂 君	14 番 望月隆夫 君
15 番 望月利金 君	16 番 芦澤健拓 君	17 番 遠藤雄一 君
18 番 保坂 實 君	19 番 深澤平助 君	20 番 水越 昭 君
21 番 滝口新一朗 君	22 番 上名をさみ 君	23 番 坂本房麿 君
24 番 小林茂澄 君	25 番 高山泰治 君	26 番 木下正之 君
27 番 守屋茂久 君		

不応招議員(2 名)

1 番 斉藤憲二 君	6 番 西野賢一 君
------------	------------

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 24 年第 1 回定例会

議事日程(第 1 号)

平成 24 年 2 月 17 日(金)午後 2 時開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合第 2 次広域計画の策定について

日程第 4 議案第 2 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 3 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 4 号 平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)

日程第 7 議案第 5 号 平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 8 議案第 6 号 平成 24 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 9 議案第 7 号 平成 24 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 9 まで議事日程に同じ

出席議員(25 名)

2 番 太田利政 君	3 番 小林義孝 君	4 番 大村政啓 君
5 番 後藤慶家 君	7 番 清水 実 君	8 番 中嶋 新 君
9 番 長谷部集 君	10 番 網倉正治 君	11 番 久島博道 君
12 番 廣瀬 一 君	13 番 河西 茂 君	14 番 望月隆夫 君
15 番 望月利金 君	16 番 芦澤健拓 君	17 番 遠藤雄一 君
18 番 保坂 實 君	19 番 深澤平助 君	20 番 水越 昭 君
21 番 滝口新一朗 君	22 番 上名をさみ 君	23 番 坂本房麿 君
24 番 小林茂澄 君	25 番 高山泰治 君	26 番 木下正之 君
27 番 守屋茂久 君		

欠席議員(2 名)

1 番 斉藤憲二 君 6 番 西野賢一 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 堀内 茂君 副広域連合長 角野幹男君 事務局長 小野裕実君
事務局次長 三好一生君 業務課長 武井俊一君 会計管理者 河野美奈子君
業務課資格管理担当リーダー 若尾勝秀君 業務課給付担当リーダー 小林久弥君
業務課庶務担当リーダー 大久保公生君

事務局職員出席者

書記長 清水靖夫 書記 鶴田良江 書記 旗持 亮

【開 会】

開会 午後 2 時 40 分

●議長(太田利政君) これより山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 24 年第 1 回定例会を開会いたします。

議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は 25 人でございます。

よって、地方自治法第 113 条の規定による、過半数の定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長(太田利政君) 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

1 番 斉藤憲二君、6 番 西野賢一 君より欠席の届けがありました。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査の報告はお手元に配布のとおりでございます。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

報道機関から、写真撮影等の申し出があります。

これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) 異議なしと認めます。

よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【広域連合長あいさつ】

●議長(太田利政君) ここで、堀内広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 堀内広域連合長

○広域連合長(堀内茂君) 本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議員の皆様のご参集をお願い申し上げ、平成 24 年第 1 回定例会を開会するに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平素から、当広域連合の運営に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

また、思えば昨年 3 月 11 日には、東日本大震災により、多くの方々が亡くなり被災され、日本中が大きな不安と深い悲しみに沈みました。あれから早いもので、もう 11 カ月がたっております。

また、身近では、山梨県東部・富士五湖地方を震源といたしました地震もあり、被害はなかったものの、大地震に対する防災意識も日増しに高めて行かなければならないものと考えます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、高齢者医療制度改革会議において、最終

的な取りまとめが行われ、また、社会保障・税一体改革成案におきましても高齢者医療制度の見直しが盛り込まれ、国においては、2012年以降速やかに法案提出との工程に従い新しい制度の検討、調整が進められているところであります。

現行の後期高齢者医療制度においては、法律に基づき2年ごとに保険料率の見直しが行われることとなります。

このため、平成24年度、25年度の保険料率につきまして、今定例会に提案させていただくこととなります。

保険料率の算定に当たっては、近年の医療費の上昇や前回の保険料改定において保険料上昇抑制を行ったこと等によりまして、実質4年分の伸びが反映されているため、国からの指導の下、被保険者の皆様の負担を少しでも抑えるため、適切な対応を確保するため県と協議の上、剰余金の活用や財政安定化基金の取り崩しを行う事により、本広域連合といたしましては、保険料率を一定程度上昇があるものなるべく抑えることといたしました。

今議会では、広域事務を総合的かつ計画的に行うための山梨県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の策定、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正、平成23年度一般会計及び特別会計補正予算案、平成24年度一般会計及び特別会計予算案の議案を提案させていただく次第でございます。

それぞれの案件につきまして、何とぞ十分なご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【会議録署名議員の指名】

●議長(太田利政君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、9番 長谷部集君と27番 守屋茂久君を指名いたします。

【会期について】

●議長(太田利政君) 次に、日程第2「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議ございませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号】

●議長(太田利政君) 次に、日程第3、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の策定について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) それでは、議案第1号、山梨県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の策定についてでございます。

議案の1ページをお願いしたいと思います。

議案第1号、山梨県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画につきましては、広域連合は、地方自治法第291条の7に基づき、事務処理を行うために、議会の議決を経て、

広域計画を作成しなければならないことと定められております。

本広域連合におきましては、平成19年度から5カ年間の広域計画を作成をし、関係する市町村が行う事務と、広域連合が行う事務を定め、事務処理を行ってまいりましたけれども、その広域計画に基づく事業期間が、平成23年度末をもって満了となることから、平成24年度からの次の4カ年を対象とする第2次広域計画を作成するものでございます。

後期高齢者医療制度については、国において廃止が決定されております。

関連法案が未提出であるため、新制度は不透明でありますけれども、この制度が続く限りは、被保険者の皆様に不安を与えないよう、安定した運営を行っていきたくと考えております。

議案第1号の説明につきましては、以上でございます。

ご認定をいただきますよう宜しくお願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 3番、小林義孝君

○3番 小林義孝君 説明の中で、この制度の廃止だけは決まっているということですね、新しい制度の概要がわからないという説明がありました。

説明資料の1ページから2ページにかけて、広域連合と市町村が行う事務についての説明があるわけですが、私が一番疑問に思うのは、2ページの③の保険料の賦課及び徴収に関する事で、保険料の賦課は、市町村が保有する課税情報等を基に広域連合が賦課決定し、市町村は徴収及び滞納整理を行うこととなっています。元々ですね、自治体の色々なレベルがあるにしても、それぞれの業務については、地方財政法では、負担禁止の原則というのがありますよね。他の自治体に自らの業務をやらせてはならないというのが、負担禁止の原則だと思うですね。

また、機関委任事務の廃止も近年ずっと進んでいるわけです。そういう時にですね、この広域連合が賦課決定をして、市町村にその徴収及び滞納整理を行わせるということは、私は時代に逆行しているじゃないかなというふうに感じるんですね。そういうところにもですね、この制度の矛盾があるんじゃないかというふうに思っています。そういう点からも、新しい制度へ切り替えていく時には、大いに地方から物を言って、そういう矛盾を無くしていくと、広域連合でやること自体が、さきほど、深澤議員がおっしゃられたように色々な矛盾をもっていて、住民からあるいは被保険者から見えにくい存在になっている。

一点だけ伺いますが、制度を立ち上げた時に、色々な意見が高齢者などから寄せられた、あるいは、市町村から寄せられた。最近のその反応といいますか、ここに寄せられる世論というのはどんなものがあるのか。この点だけ伺いたいと思います。いかがでしょう。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。この制度が運営されて最初の頃は、システムや色々、当広域連合のみならず、全国的にあちこちの広域連合でも色々問題等があった中で、それぞれの広域連合が誠意的に対応し、現在の状況に至っているという状況だと思います。

現在の広域連合の方に対する色々な苦情等につきましては、ここのところ苦情が特別入っている状況ではございません。しかしながら、今の状況の中では、既に定着している状況のような話しをされている方も耳にします。後期高齢者の方々には安心していただ

けるように、我々はこれからもなおそう言った問題が起きないように取り組んで参る使命、責任があるのではないかなというふうに思っておりますので、これからも、今まで以上に、取り組んで行きたいと考えておりますので、よろしくまたご理解のほどをお願いしたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小林義孝君

○3番 小林義孝君 保険料が高いとか、皆さまも身内にいらっしゃると思いますが、後期高齢者になって、当初は姥捨山かというような苦情が寄せられたりして、今ここには来ないけど、その分は市町村へ行っているわけですよね、色々な意見が。徴収及び滞納整理をするのは、実際賦課権、そこに色々な意見、苦情がいつているというふうに私は受け止めていただきたいし、そういう立場からやっぱり制度に対する矛盾というのは、我々自身が深めていく必要があるというふうに思います。新しい制度に向けて色々な意見をあげて行って欲しいというふうに思います。

以上です。

●議長(太田利政君) 他にございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

議案第1号、山梨県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の策定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手多数であります。

よって「議案第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第4 議案第2号】

●議長(太田利政君) 日程第4、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 議案第2号、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案の5ページをお開きください。

本案の提案理由は、平成24年度及び平成25年度の保険料率、賦課限度額の改定、並びに平成24年度における所得の少ない方への負担軽減の対策及び被用者保険の被扶養者であった方に係る保険料賦課の軽減の特例措置を継続する事により、円滑な制度運営を図るため、条例を改正するものであります。

具体的な条文の改正内容につきましては、資料1の条例等説明書により説明させていただきます。

条例等説明書をお願いしたいと思います。7ページをお願いしたいと思います。

条例改正の要旨でございますけれども、後期高齢者医療制度につきましては、財政運営期間が2年とされており、第3期目となる平成24年度及び25年度の保険料所得割率、均等割額、及び賦課限度額を改定するため、これを定めた条例を改正する必要があるということです。

また、平成 23 年度まで実施されていた、所得の少ない方に係る保険料軽減の特例措置と、被用者保険の被扶養者であった方への軽減措置を平成 24 年度も継続して実施するための条例改正も含まれております。

内容といたしましては、平成 24 年度及び 25 年度の保険料所得割率を 100 分の 7.86 に、均等割額を 3 万 9,670 円に、また賦課限度額を 55 万円に、それぞれ改正いたします。更に、不均一賦課の適用地域であります小菅村の所得割率を 100 分の 7.30、均等割額を 3 万 7,289 円に改めるものであります。

一方、所得の少ない方に係る保険料の賦課額の特例として、被用者保険の被扶養者であった方の保険料負担を 9 割軽減とする措置及び均等割額が本来 7 割軽減される方を 8.5 割軽減とする措置の継続について改正を行うものであります。

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行ということになっています。

次に新旧対照表でございますけれども、次のページをご覧くださいと思います。

条例第 7 条において平成 24 年度及び 25 年度の保険料所得割率を 100 分の 7.28 から 7.86 に、第 8 条において保険料均等割額を 3 万 8,710 円から 3 万 9,670 円に、また第 9 条において賦課限度額を 50 万円から 55 万円に、それぞれ改正いたします。更に、附則第 5 条第 7 号及び第 8 号において不均一賦課地域であります小菅村についての改正年度と賦課限度額を規定しております。

保険料率等につきましては、次のページをご覧ください。別表により所得割率を 100 分の 6.40 から 7.30、均等割額を同じく 3 万 4,064 円から 3 万 7,289 円に改めるものであります。

前のページに戻っていただきますけれども、保険料軽減措置を継続するために、附則第 14 条におきまして、軽減措置実施年度であります、平成 24 年度を追加いたします。また、読み替えて適用する条文に、次の附則第 19 条と附則第 20 条を加えるものです。

附則第 19 条は、所得の少ない方に係る保険料の賦課額の特例として、被用者保険の被扶養者であった方の保険料負担を 9 割軽減とする措置を平成 24 年度も継続する為に新設するものであり、同様に、附則第 20 条により、均等割額が本来 7 割軽減される方を 8.5 割軽減とする措置を継続するために改正を行うものです。

以上が議案第 2 号、後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしく申し上げます。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 2 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 18 番、保坂實君

○18 番 保坂實君 具体的にですね。一人当たり平均いくら上がるのか。具体的な金額はわかりますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 武井課長

○業務課長(武井俊一君) 均等割でございますけれども、全体でよろしいでしょうか。全体で一人当たりの軽減後賦課額ですけれども、平成 22・23 年度の時は、46,000 円でございます。それが、この保険料での試算をいたしますと 48,599 円ということでございますので、2,599 円上がるということになります。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 保坂實君

○18 番 保坂實君 重ねて伺いますが、6 ページの中でですね、8 条の中では、3 万 8,710 円を 3 万 9,670 円に改めるところでは、960 円なんですね。下の方の第 2 項の場合には、34,064 円が 37,289 円、色々な具体的な数字が出てますけど、これら全部トータルの数

字で一人当たりいくら上がるのか。値上げがどの位になるのかということが非常に關心ありますので、この辺をトータルで教えてもらえれば有難いです。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 武井課長

○業務課長(武井俊一君) さきほど、申しましたとおり、一人当たり 2,600 円程度ということになります。

●議長(太田利政君) よろしいでしょうか。

○18 番 保坂實君 了解しました。

●議長(太田利政君) 他にございますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小林義孝君

○3 番 小林義孝君 内容ではないのですが、6 ページの一番上の行。ついでに、10 ページの一番上の行。それぞれ条例第何号の数字が入るべきではないでしょうか。入る前に聞けばよかったですのですが、どうでしょうか。

●議長(太田利政君) 事務局、言っているところが分かりますか。

●議長(太田利政君) 暫時休憩します。

—午後 3 時 5 分休憩—

—午後 3 時 7 分再開—

●議長(太田利政君) 議会を再開します。三好次長

○事務局次長(三好一生君) お答えいたします。条例につきましては、法令の中では議決がされて初めて番号が入るということでございますので、ご理解をお願いいたします。

●議長(太田利政君) 他にございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 19 番、深澤平助君

○19 番 深澤平助君 保険料を上げるという条例改正の提案ですね。全員協議会の席でもどの位上げるのかしつこく聞いたわけですが、今隣の議員が一人当たりいくらかということを知ったら 2,599 円上がるというふうに言われたんだけど、それはそれとして。

私はこの改正案には反対です。と申しますのは、保険料の額が少ないとかあるいは多いとかという問題以前に、高齢者は病気にかかり易い。医療費が多くかかる。これは高齢者として当然なことなんです。ですから、この高齢者だけの保険制度にしたこと自体がそもそも間違いだったというふうに私は思っています。

高齢者は老人福祉法という法があり、生活の安定を保障しなければならないという老人福祉法があるわけです。この福祉の対象者に、高齢者に医療費が増えるからといって、また、予算を分けるということをしてはならないと思うんです。それ以上の必要な予算は、10 月の議会でも申し上げたとおり、公的費用によって行うべきだというふうに私は考えているので、この値上げ、改正案には反対いたします。

●議長(太田利政君) 他にございますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小林義孝君

○3 番 小林義孝君 反対討論です。

高齢者の生活は、皆さんよくご存知で厳しさをます一方です。そういう中で、政府は年金の引き下げを 3 年で 2.5%、新年度はこれに加えて物価下落分として、0.9%下げる

ものですから大変な引き下げになるわけです。そういう中で、消費者物価が下がったといってもその中には、例えばこういう公共料金なんかは入らない。車とか家電とかめったに買わないものを積算して物価が下がっているという理屈をつけるわけです。本当に格差社会がますます広がるという中で、我々ができることとして、こういう公共料金の引き上げは止めるという決断を今していかないと、際限無く高齢者は痛めつけられることになるんじゃないかというふうに私は思います。是非あらん限りの手を打って引き上げを止めるよう訴えて、討論とします。以上です。

●議長(太田利政君) 他にございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手多数であります。

よって「議案第2号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第5 議案第3号】

●議長(太田利政君) 日程第5、議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 議案第3号、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、本条例の改正につきましては、平成24年度において、前年度と同様に保険料を軽減する財源に充てるために、基金の用途を拡大し、併せて期間を延長することにより、円滑な制度の運営を図るための条例改正であります。

具体的な改正内容につきましては、さきほどの資料1の条例等説明書により説明させていただきます。11ページをお願いしたいと思います。

要旨についてでございますが、議案の提案理由と同じであります。

内容といたしましては、平成24年度において、23年度と同様に被用者保険の被扶養者であった方の保険料減額の財源に充てること及び均等割額7割軽減の方について更に半額軽減し、8.5割軽減する為の財源に充てるための改正であります。また、本条例は期限を設定しており、平成26年3月31日限りで効力を失うものであります。

この条例は、平成24年4月1日から施行することになります。

新旧対照表ですが、12ページでございます。

第6条につきましては、基金の処分について定めたものでありまして、第1項第1号が被用者保険の被扶養者であった方の保険料を軽減するための財源に充てるもので、平成24年度における特例措置継続に対する条文を追加するものであります。

次のページの第6号が均等割額7割軽減を8.5割軽減にする措置継続のための条文の追加であります。

附則第2条において、条例の期限を定めておりますが、平成25年3月31日から平成26年3月31日に改正をするものであります。

以上が議案第3号 後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例

の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくお願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって「議案第3号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第6 議案第4号】

●議長(太田利政君) 日程第6、議案第4号「平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 議案第4号、平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

議案の11ページをお願いいたします。

平成23年度の一般会計補正予算(第2号)につきましては、一般会計より特別会計への事務費繰出金額の減額による補正でございます。内容は、資料2の予算説明書で説明をさせていただきたいと思っております。

予算説明書の1ページから一般会計補正予算(第2号)の事項別明細書になっておりますが、4ページ、5ページの歳入に係る部分からお願いしたいと思います。

歳出の3款1項1目老人福祉費の特別会計の一般管理費を減額することから繰出金を181万8千円減額するものです。

これにつきましては、一般会計から特別会計に繰出したうちの一般管理費に予算計上した委託料においてジェネリック医薬品啓発記事の医療費通知への掲載により、その部分が国の保険者機能強化事業補助金対象になったため、一般会計からの繰出金を減額するものです。

次に5款予備費であります。歳出の民生費の減額に伴い生じた余剰財源の181万8千円を増額するものあります。

なお、この予備費につきましては、平成24年度の一般会計予算の歳入に繰越金として計上するものとしております。

以上、平成23年度一般会計補正予算(第2号)の説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

- 議長(太田利政君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。
議案第4号「平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 議長(太田利政君) 挙手全員であります。
よって「議案第4号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第7 議案第5号】

- 議長(太田利政君) 日程第7、議案第5号「平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。
事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

- 議長(太田利政君) 小野事務局長
- 事務局長(小野裕実君) 議案第5号、平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明させていただきます。
議案の15ページをお願いしたいと思います。
本補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億805万2千円を増額し、歳入歳出それぞれ900億1,842万4千円とするものでございます。
内容につきましては、資料2の予算説明書の補正予算事項別明細書で説明させていただきたいと思います。
7ページから特別会計でございます。
9ページは歳入、10・11ページは歳出でございます。
初めに、歳入からご説明させていただきます。
まず、1款市町村支出金、1項市町村負担金、3目保険基盤安定負担金1,035万9千円の減額につきましては、保険料軽減額が見込みより減少したため、保険料軽減分を補てんする負担金が減額となったものです。
2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金3,758万3千円の増額につきましては、平成22年度分の精算により追加交付されたものでございます。
2目高額医療費負担金2,326万6千円の減額は、レセプト1件当たり80万円を超える部分への国の補助金でございますが、対象額の減少に伴い減額するものであります。
2項国庫補助金、1目調整交付金417万円の減額は、各市町村の人間ドック等の健康増進事業の実績と見込みを精査する中で減額するものでございます。
2目後期高齢者医療制度事業費補助金は、1節健康診査事業補助金において、健康診査対象者の減少見込みによる減額、2節保険者機能強化事業補助金において、今年度より、医療費通知の裏面にジェネリック医薬品の啓発文書を掲載したことによる補助金の増額、4節東日本大震災の被害者に係る健康診査事業補助金は、該当する被保険者の自己負担分を全額補助する制度の創設に伴い、新たに科目設定し実績見込みにより計上するものです。それぞれの節を差し引き、2目全体では、156万9千円の増額となります。
3目円滑運営臨時特例交付金4億1,338万9千円の増額は、平成24年度の保険料均等割等軽減の特例措置に係る交付金が本年中に交付されることによる増額であります。
14・15ページをお願いいたします。
7目後期高齢者医療災害臨時特例補助金57万4千円は、東日本大震災の被災者である被保険者に係る保険料及び一部負担金等の免除に係る補助金を新たに科目設定し実績見込みにより計上するものです。
3款県支出金、1項県負担金、1目療養給付費負担金206万8千円の増額は、平成22

年度分の精算により追加交付されたものです。

2 目高額医療費負担金 2,326 万 6 千円の減額は、国の負担金と同額であり、対象額の減少により減額するものです。

3 項県補助金、1 目後期高齢者医療保険事業補助金 134 万 7 千円の減額は、健康診査事業への県の補助金であり、対象者の減少により県においても国と同額を減額するものであります。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金 181 万 8 千円の減額につきましては、ジェネリック医薬品啓発記事の医療費通知への掲載により、その部分が国の保険者機能強化事業補助金対象になった等のため減額するものでございます。

16・17 ページをお願いいたします。

2 項基金繰入金、1 目臨時特例基金繰入金 57 万 2 千円の増額は、この基金を活用する特別対策事業となる市町村が行う制度の広報等に係る経費の実績見込みを精査した増額であります。

2 目後期高齢者医療給付基金繰入金 1,652 万 3 千円の増額につきましては、医療給付の実績見込みを精査し、不足分に充当するため増額するものであります。

次に、歳出でございます。

18・19 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、49 万 2 千円の増額であります。内容でございますが、それぞれ実績と見込みを精査する中で、9 節旅費では、懇話会開催時の費用弁償を減額、13 節委託料では新たに健康診査啓発チラシの作成するための経費を増額、及び重複頻回受診者等訪問指導委託料の単価変更による増額、18 節備品購入費では、新たにデータ保護のための保守用パソコンを 1 台購入する経費を増額、19 節負担金補助及び交付金では、制度に関する広報等市町村が実施する特別対策事業が確定したための補助金の増額によるものであります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費と 2 項高額療養諸費の財源更正であります。この主な要因は、市町村支出金である保険基盤安定負担金が減額となることから、その財源を前年度の精算による国・県の支出金及び給付基金からの繰入金に組み替えたことによるものでございます。

5 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費は 269 万 3 千円の減額であります。これは、対象者の実績見込みの減少に伴い、実施市町村への補助金を減額するものです。

2 目その他健康保持増進費は、313 万 6 千円の減額でございますが、これは、市町村が実施する健康増進事業への補助金について、実績と見込みを精査する中で、人間ドック事業以外実施が無い見込みであること及び当広域連合で実施した講演会の講師謝礼の実績により減額するものであります。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目臨時特例基金積立金は、4 億 1,338 万 9 千円の増額であります。これは、平成 24 年度における保険料特例措置による保険料軽減の補てんのため、国から交付された補助金を基金に積み立てるものでございます。

以上が平成 23 年度特別会計補正予算（第 2 号）の内容であります。よろしく願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 5 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小林義孝君

○3 番 小林義孝君 東日本大震災の被災者が治療などを受けた場合の措置が取られているわけですね。その実績といいますか、県内に避難されているこの保険を代表する

高齢者は何人位いるものか。把握をされていたら伺いたい。

それから、23 ページの健康診査費というのは、いわゆる特定健診などをするわけですか、もしそうだとすると、市町村は非常に苦勞して受診者を増やす努力をしているわけですが、にもかかわらず実績で減額補正をするというのは、なかなか予防を周知するという立場からは看過できない問題だなというふうに思いますが、どんな指導を現在されているのか伺いたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 武井課長

○業務課長(武井俊一君) それでは最初の震災の減免措置の状況でございますけれども、当初延べで8名の方が県内に転入されております。その内、3名の方は、県外の方へ転出されまして、現在該当する方は、2市で5名でございます。その内保険料につきましては、約19万円ほどの減免を行っております。

また、一部負担金等につきましては、41万3千円ほどの減免を行っておりまして、全体では60万円余りの減免を行っております。これにつきましては、来年度につきましても引き続き国からの補助措置等があるということでございまして、原発の関係者の方は、1年間、来年の末まで、また、その他での原因によります方は、来年の9月30日までというようなことで減免の方向に検討されているところでございます。

次に、健診の実績でございますけれども、今年度の見込みでございますけれども、約16,900名の方を見込んでおりまして、全体の被保険者の割合ですと約14.97%余りの方が健診を見込んでおります。やはり、全体で14、15%ということで、全体数字は高くございません。全国の平均が約21、22%ということですので、全国平均から見ても低い状況でございますけれども、原因といたしましては、高齢者の方はかかりつけの医師を既にもっておられて、定期的にかかっておられる中で、健診をしなくてもいいという考え方が多いということもございまして、また、健診につきましては、高齢者の場合は、制度の中で任意事項ということで、保険者の義務事項にはなっておりませんので、その分でも影響されているのかと思います。

ただ、私共といたしましては、基準額の3分の1を国が補助しまして、県からも特別に3分の1を補助していただいております。自己負担以外の3分の2を市町村の方へ補助金として差し上げているということで、これからも県にお願いする中で補助金の充実等を行っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

●議長(太田利政君) 他にございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号「平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって「議案第5号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第8 議案第6号】

●議長(太田利政君) 日程第8、議案第6号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 議案第6号、平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございます。

議案の19ページをお願いをしたいと思います。

平成24年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ5億315万3千円で、前年度と比べまして467万7千円の増額となっております。

一般会計は、議会に係る費用や広域の事務に要する費用及び特別会計の事務費用に充てる繰出金等の歳出について、市町村からの負担金を受け入れこれに充当する内容となっております。

詳細につきましては、三好次長より説明をさせますのでよろしく願いいたします

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 三好次長

○事務局次長(三好一生君) 詳細につきましては、お手元でございます資料2の予算説明書で説明を行いたいと思います。予算説明書の25ページからが一般会計当初予算の事項別明細書となっております。その内、30ページ、33ページの歳入に係る部分をご覧ください。

1款1項1目の市町村負担金は、5億10万2千円で、前年度と比べ969万6千円の増額となります。主に、特別会計への事務費繰出金の増額によるものでございます。

市町村ごとの負担金は、3月31日現在の総人口及び後期高齢者被保険者数による按分によりまして算出し、年4回に分けて納めて頂いております。

2款国庫支出金、3款県支出金の保険料不均一賦課負担金で、それぞれ34万円で、前年度と比べまして、31万円の減額となっております。不均一課税は小菅村が対象となっております。他の市町村より保険料が低く設定されています。これにより生じた歳入不足分につきまして、相当額が国、県から補填されています。

4款財産収入は、55万円で、前年度と比べ同額となっております。これは、事務費負担金を積み立てておく財政調整基金と保険料軽減等の特例措置実施に係る国庫補助金を積み立てておく臨時特例基金の資金運用による利息を歳入するものでございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

6款繰越金は、181万8千円で、前年度と比べまして、439万9千円の減額となっております。これは、平成23年度の補正予算第2号による予備費の予算額と同額を計上していただいております。

次に歳出であります。34ページ、35ページをご覧ください。

1款議会費は、123万円で前年度とほぼ同額でございます。定例会2回、臨時会1回の開催を見込んでいますが、これに関する費用でございます。

2款1項1目一般管理費は、1億6,209万円で、前年度より157万3千円の増額となっております。主な内容といたしまして、3節の職員手当、通勤手当、時間外勤務手当などの792万円を計上いたしました。

38、39ページになります。

14節使用料及び賃借料に1,246万9千円を計上いたしました。広域と市町村を結ぶ回線の使用料、並びに事務所及び書類保管用の倉庫等の借り上げ料、公用車やコピー機の借り上げ料などを主に計上しております。

19節負担金、補助及び交付金は、1億3,441万7千円を計上いたしました。主なものは、職員の給与等を派遣元市町村へ負担金として支出するものでございます。

2 款 1 項 2 目公平委員会費は、3 万 2 千円で、前年度と同額でございます。主な内容としまして、委員報酬と旅費を計上いたしました。

40 ページ、41 ページをご覧ください。

2 款 2 項 1 目選挙管理委員会費は、4 万 4 千円で、前年度と比べまして 5 千円の増額となっています。主な内容といたしまして、委員報酬と旅費を計上いたしました。

2 款 3 項 1 目監査委員費は、29 万 2 千円で、前年度と比べまして 6 万 6 千円の減額となっています。主な内容といたしまして、委員報酬と旅費を計上いたしました。

3 款 1 項 1 目老人福祉費は、特別会計への繰出金でありまして、3 億 576 万 5 千円を計上いたしました。前年度より 2,758 万 6 千円の減額となっております。これは、特別会計への事務費に係る繰出金の減額でございます。特別会計の事務費のうち、平成 23 年度から完全実施となりましたレセプトの電子化により、レセプト点検などの経費が減額となるのが主な要因でございます。

42 ページ、43 ページをご覧ください。

4 款 1 項 2 目財政調整基金費は積立金でありまして、3,020 万円を計上いたしました。前年度より 3,015 万円の増額です。これは、国におきまして新たなシステム構築準備が進められております。これを特別会計への繰出金として、その費用のための積み立てを行っております。

4 款 1 項 2 目臨時特例基金費は利子積立金でありまして、50 万円を計上いたしました。前年度と同額でございます。

5 款予備費は、300 万円の計上になります。前年度と比べまして 60 万円の増額となります。

以上が、平成 24 年度一般会計予算の説明でございます。よろしくお願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 6 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小林義孝君

○3 番 小林義孝君 これも会議前に聞けばよかったですのですが、市町村負担金のうち、都留市の分はいくらになるのでしょうか。試算方法を伺いたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 三好次長

○事務局次長(三好一生君) 負担金につきましては、2 種類あります。まず、市町村負担金の事務費の方ですが、都留市につきましては、合計で 18,516,000 円。医療費関係でございますけれども、療養費負担金、これにつきましては 241,891,531 円、保険料負担金が 181,441,550 円、基盤安定負担金、これにつきましては 63,515,368 円ということになっています。よろしくお願いいたします。

●議長(太田利政君) よろしいですか。

○3 番 小林義孝君 はい。

●議長(太田利政君) 他にございますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 4 番、大村政啓君

○4 番 大村政啓君 時間が迫っておりますので、簡単にお尋ねをいたします。確認も含めて、お尋ねいたしたいと思いますが、これにつきましては、27 市町村の負担金、分担金と後はさきほど説明があった明細、詳細ということであると思いますが、これについては、何年か前に、その積算、賦課する基準に市町村の均等割、人口割、世帯割といった説明が確かされたと思いますけれども、さきほど後期高齢者の対象

者と説明があったけれども、私の勘違いかどうかわかりませんが、例えば、人口割 45%、世帯割 45%、均等割、大きな市でも小さな村でも均等割といった説明が過去あったと思いますけれども、もう一度確認のために説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 三好次長

○事務局次長(三好一生君) 負担金の額につきましては、それぞれ均等割、総人口割、後期人口割ということで算出されております。これにつきまして、細かく説明をするよりも、実際のあるものを皆様方にお配りしたいと思いますので、後ほどでよろしいでしょうか。

●議長(太田利政君) そのようにしてください。配布してください。よろしく願います。

○事務局次長(三好一生君) 配布いたします。

●議長(太田利政君) 他にございますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 大村政啓君

○4番 大村政啓君 ありがとうございます。後期高齢者団体ばかりでなくて、負担増、サービスの低下は、世の中の風潮であります。

特に、後期高齢者については、前年度の予算対比によりますと、ここに示されたように、毎年毎年上がっているわけでありまして、一戸一戸特別な納付の通知書が来る市民税等とは違いまして、市町村に来ますから、一般の方はわからないのが実情だと思います。

特に、5億円を超えるということでもって、これからも大事な一般会計だと思いますけれども、経費の節減には十分に配慮いたしまして、なるだけ 27 市町村に分担金、負担金をやればそれでいいのではなくて、内容も事務的には十分精査して無駄を削って、1円から削れば、かなり積み上げれば大きなものになると思いますから、事務当局におかれましては、それなりの配慮、考慮を十分にいただいて、予算執行に 4月1日から、当たっていただきたいことを要望いたしまして、質問を終わります。

●議長(太田利政君) 要望でよろしいですね。

○4番 大村政啓君 はい。

●議長(太田利政君) 他にございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

議案第 6 号「平成 24 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって「議案第 6 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第 9 議案第 7 号】

●議長(太田利政君) 日程第 9、議案第 7 号「平成 24 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 議案第7号、平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明をさせていただきたいと思ひます。

議案の23ページをお願いしたいと思ひます。

平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ928億5,406万3千円とするものでござひます。前年度対比で、35億409万6千円の増額となっております。特別会計につきましては、保険給付が主なものでござひますが、この会計全体の詳細につきましては、業務課長の武井から、ご説明を改めてさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 武井課長

○業務課長(武井俊一君) それでは、平成24年度特別会計予算の詳細につきましては、資料2、予算説明書で説明させていただきます。49ページからが特別会計の事項別明細書になります。51ページが歳入、52・53ページが歳出の総括表となります。

次のページからが明細書でござひます。

初めに、歳入から説明させていただきます。51ページにあります第1表歳入の総括表と見比べながらお聞ひ願ひたいと存じます。54・55ページをご覧いただきたいと思ひます。

1款市町村支出金は、147億298万4千円で、前年度より7億5,596万円の増額であり、約5.4%の伸びとなっております。これは、保険料率の改定、医療給付費や被保険者数の増加によるものでござひます。

1項、1目保険料等負担金は、市町村で徴収した保険料を負担金として支払って頂くものです。保険料率が引き上げられたこと等により前年度に比べ、3億8,300万円ほどの増額となっております。2目療養給付費負担金は、給付費の12分の1相当額となる療養給付費等に係る市町村の定率負担でござひます。3目保険基盤安定負担金は、7割5割2割軽減の保険料軽減相当の補てんのための負担金でござひます。市町村は、県負担金の4分の3を受け入れ、市町村負担金の4分の1と合わせ、広域連合に納付するものでござひます。

2款国庫支出金は、305億7,134万6千円で、医療費等の増加により、前年度より12億251万7千円の増額となり、約4.1%の伸び額となっております。

1項、1目療養給付費負担金は、給付費の12分の3相当となる療養給付費等に係る国の定率負担でござひます。2目高額医療費負担金は、レセプト1件当たり80万円をこえる医療費への負担金であり、負担総額の4分の1が交付されます。

2項、1目調整交付金は、広域の財政力に応じて補助されるものであり、療養給付費等の12分の1を目途に交付されます。2目後期高齢者医療制度事業費補助金は、国からの制度上の事業費補助金であります。1節健康診査事業補助金は、市町村が実施する健診費用に対して基準額の3分の1が補助されます。2節保険者機能強化事業補助金は、医療費適正化・収納対策事業等の補助金であり、事業費の2分の1が補助されます。

56・57ページをお願いいたします。

3節特別高額医療費共同事業補助金は、400万円以上のレセプトのうち200万円以上を全国の広域連合が共同で負担する事業に対し、当広域連合の拠出金相当額が交付されるものです。

3目円滑運営臨時特例交付金は、平成25年度保険料軽減の補てんとして交付されるもので、臨時特例基金へ積立てられますが、国の予算措置に対応して補正するため、科目設定としてござひます。

4目後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、東日本大震災に係る保険料及び一部負担金の減免に伴う補助金について、平成24年度についても延長が予定されており、科目

設定するものでございます。

5 目円滑運営事業費補助金は、平成 24 年度に電算処理システムが 6 年目を向かえることから、機器更改が必要となるための補助金で対象経費の 2 分の 1 を見込んでいますが、全国でのシステム構築の内容が未定のため科目設定といたしました。

なお、電算処理システムの機器更改につきましては、現在、国により新システムの構築作業を進めており、この 3 月下旬に内容が示される予定でございます。9 月頃には着手する必要があることから、臨時議会での補正対応をお願いする場合がございますが、よろしくご理解いただきたいと存じます。

3 款県支出金は、76 億 6,712 万 8 千円で、やはり医療給付費の伸び等により前年度より 3 億 6,155 万円の増額であり、約 4.9%の伸びとなっております。

1 項、1 目療養給付費負担金は、給付費の 12 分の 1 相当となる療養給付費等に係る県の定率負担でございます。2 目高額医療費負担金は、レセプト 1 件当たり 80 万円をこえる医療費への負担金であり、国と同様、負担総額の 4 分の 1 が交付されます。

2 項、1 目財政安定化基金交付金は、保険料収納の悪化や著しい医療給付費等の増加による財政不足に対応するための基金からの交付金であり科目設定でございます。

58・59 ページをお願いいたします。

3 項、1 目後期高齢者医療保健事業補助金は、市町村が実施する健診費用への県の補助金であり、国と同様 3 分の 1 が補助されます。

4 款支払基金交付金は、382 億 4,294 万 8 千円で、給付費の伸びにより前年度より 12 億 8,349 万 6 千円の増額となり、約 3.5%の伸びとなっております。この交付金は、現役世代からの支援であり、療養給付費等のおよそ 4 割に当たる金額が交付されるものです。

5 款特別高額医療費共同事業交付金は、327 万 1 千円で、前年度より 283 万 8 千円の減額であり、前年度より、約 46.5%の減少となります。過去の実績により見込んでおり、年度により、実績の幅に大きな開きがあるため大きな変動となっております。

6 款財産収入 70 万円は、特別会計で管理する医療給付基金で生じた利子の受け入れであり、前年度より利率が下がっているため、30 万円の減額となっております。

60・61 ページをお願いいたします。

7 款繰入金は、15 億 6,567 万 9 千円で、前年度より 9,628 万 9 千円の減額であり、約 5.8%の減少でございます。

1 項、1 目一般会計繰入金は、各市町村からの事務費負担金及び国・県からの保険料不均一賦課に係る補助金をそれぞれ受け入れるものであります。電子レセプト化に伴い配列経費が無くなったこと、また、二次点検のレセプト単価の引き下げなどにより減額されております。

2 項、1 目臨時特例基金繰入金は、保険料の特例軽減措置の補填及び広報等に係る費用に充てるため、これらを取り崩し、会計に繰り入れるものでございます。2 目後期高齢者医療給付基金繰入金は、保険料を抑制したために生じる給付費の不足額を、剰余金を積み立てた基金を取り崩し、会計に繰り入れるものでございます。

8 款繰越金は、前年度からの繰越金であり、金額が確定していないため、科目設定でございます。

9 款県財政安定化基金借入金は保険料の未納、給付費の増加等により財源不足に陥った時に対する無利子の貸付でございます。前年度同様科目設定でございます。

62・63 ページをお願いいたします。

10 款諸収入は、1 億 5 千円で前年度と同額でございます。1 項、1 目延滞金、2 目過料及び 2 項、1 目預金利子は科目設定でございます。3 項、1 目第三者納付金は第三者行為に係る返納金であります。2 目返還金、3 目雑入は科目設定でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

52・53 ページでございます第1表歳出の総括表と見比べながらお聞き願いたいと思います。それでは、64・65 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項、1 目一般管理費は、3 億 1,606 万 9 千円で、前年度より 3,572 万 7 千円の減額となり、約 10.2%の減少でございます。

主な内容でございますが、1 節報酬、3 節 職員手当等、4 節 共済費、7 節 賃金は、嘱託職員 3 名、臨時職員 2 名に係る人件費でございます。8 節報償費は、懇話会委員の報償費で、年 2 回の開催を予定しております。9 節旅費は、懇話会開催時の費用弁償と普通旅費であります。11 節需用費は、事務消耗品、医療費通知用のはがきの印刷等の経費であります。今年度は、交換用のパソコンバッテリー 10 個とジェネリック差額通知の印刷経費等を新たに計上させていただいております。

12 節役務費は、医療費通知の郵送料等の通信運搬費、制度周知の広告料及び、レセプトに係る各種手数料等であります。やはり、ジェネリック差額通知の郵送料を計上させていただきます。

66・67 ページをご覧ください。

13 節委託料は、広域連合システムに係る委託料、レセプトの資格確認委託料、2 次点検委託料等、説明欄に記載のとおりでございます。この内、レセプト 2 次点検委託料につきましては、電子レセプト化に伴い、委託先・委託内容が変更され、配列経費が無くなり、単価も 12 円から 4 円へお大幅に減額されております。また、ジェネリック差額通知の作成経費及びその他委託料で住基法改正に伴う電算処理システム移行経費等を新たに計上させていただきました。

14 節使用料及び賃借料は、新たに計上しました広域連合システムの再リースに伴う保守用ソフトライセンス料でございます。また、懇話会等開催時の会場借上料及び広域連合システムリース料でございます。

68・69 ページをお願いいたします。

19 節負担金補助及び交付金は、保険者協議会への負担金と市町村が実施する保険料軽減・制度の広報等を行う特別対策事業及び保険料収納対策事業に対する補助金の科目設定でございます。

2 款保険給付費は 923 億 3,323 万 2 千円で、前年度より 35 億 3,051 万 7 千円の増額となり、約 4.0%の伸びでございます。これは、審査支払手数料と葬祭費が減額となりましたが、各給付費は、前年度より被保険者数が 1,600 人程度、また、1 人当たりの医療給付費も 2 万円程度上がることが見込まれるためのものがございます。内容でございますが、1 項療養諸費のうち 1 目療養給付費が通常の医療給付になります。

70・71 ページをお願いいたします。

2 目訪問看護療養費は居宅で医師の指示により看護師等から療養上の世話を受けた時の費用でございます。3 目特別療養費は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に要した療養給付費等でございます。実績は現在ございません。4 目移送費は、治療を受けるために、病院等に緊急的に移送された時の移送費用でございます。

72・73 ページをお願いいたします。

5 目審査支払手数料は、国保連合会に委託している療養給付費等に係る審査支払の費用であり、対象となりますレセプトは 311 万 7,000 件余りで前年度より、4 万 3,000 件余り増える見込みでございます。単価が 95 円から 85 円に引き下げられたために、全体では、2,705 万 1 千円の減額となっております。

6 目療養費は、補装具、柔道整復等やむを得ない事情で療養の給付等を受けずに診療等を受けた時の費用でございます。

74・75 ページをお願いいたします。

2 項 1 目高額療養費は、窓口で支払う自己負担額が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた方に支給するものでございます。

2 目高額介護合算療養費は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払う自己負担分の 1 年間の合計額が一定の限度額を超えた方について支給するものでございます。

3 項、1 目葬祭費は、被保険者の死亡に対して、葬祭を行う方に 5 万円を支給するもので、6,900 件余りを見込んでおります。前年度と比較して 890 件余り減少し、4,460 万円余りの減額となっております。

76・77 ページをお願いいたします。

3 款県財政安定化基金拠出金は、8,462 万円で、保険料の未納や医療給付費の増加等により財源不足が生じた場合、無利子の貸付や交付を目的とした県が管理する基金への拠出金であり、国・県・広域連合がそれぞれ 3 分の 1 を拠出いたします。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金は、400 万円以上のレセプトが対象となり、200 万円を超える部分を全国の広域連合で負担し合うための事業と事務費への拠出金であり、過去の実績から 708 万円を見込んでおります。

78・79 ページをお願いいたします。

5 款保健事業費は、8,916 万円で、前年度より 348 万 6 千円の増額であります。1 項、1 目健康診査費は、市町村が実施する健康診査事業に対して、国と県の補助を受けて、交付する補助金であります。

2 目その他健康保持増進費は、広域連合が実施する健康増進事業実施時の講師への謝礼と市町村が実施する人間ドック事業などの健康づくり事業への補助金であります。

6 款基金積立金は、1 項、1 目臨時特例基金積立金に 1 千円と 2 目後期高齢者医療給付基金積立金に基金の利息 70 万円を計上し、それぞれ科目設定するものでございます。

7 款公債費は、100 万円で資金運用上一時借入れをした場合の利子を計上したものでございます。

80・81 ページをお願いいたします。

8 款諸支出金の、1 項、1 目保険料還付金は、保険料の賦課更正等による還付金、2 目償還金は、療養給付費等に係る市町村や国等への返還金の科目設定でございます。3 目還付加算金は保険料の還付に対する加算金であり、合計で前年度と同じ 2,020 万 1 千円でございます。

9 款予備費は、前年度と同じ 200 万円を計上いたしました。以上が平成 24 年度特別会計予算の内容であります。よろしくをお願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 7 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 大村政啓君

○4 番 大村政啓君 ただいま議題になっております内容につきまして、事務局から提案資料の説明誠に爽やかに分かり易く説明していただきありがとうございました。

折角の議会でございますから、4 月 1 日から始まるこの特別会計でありますけれども大変関心をもって一人でありますし、また、この制度が出来まして最初の内は、なかなか軌道に乗らなかったけれども皆様方の協力でもって高齢者の医療制度として定着してきたかなというふうに考えている一人であります。

そこでお伺いしますけれども最初のうちはですね、800 億円ちょっとぐらいだったけれど、いよいよ 900 億円ということで、さきほど説明があったように、保険料については 7 億 5 千万円、全体では 35 億円多い 920 億円ということでありまして。これからも

高齢者が多くなることはご承知だと思うんですけども、非常にこの高齢者の、特にさきほどから出ておりますけれども、保険料は僅かな年金から天引きされるから、徴収率と言いますか、それは非常に他の保険から比べて高いという話しは、何回か前に、未収はあまり無いんであると。当たり前のことであります、年金から天引きですから、余程事情がない限りはそういうことであることは理解しておりますけれども。

そこでもってなお詳しくですけども、さきほどジェネリックの話が出ましたけれども、今では先発の医薬品のどんどん新しいものが各メーカーで作っておりますから、元がかかっていますから、どうしても医療機関では新しいやつを使うんですよ。農薬と同じように、元がかかっていますから、このジェネリックの後発の医薬品についてはやっぱりここで指導するのか。あるいは、医療機関にお願いしてやるのか。また各自治体の方でお願いするのか。この利用についても相当医療費の抑制、さきほどから話がでておりますけれども、大事だと思うんです。ちょっとしたことでも重なると大きくなるということが、さきほど私の方から発表させていただきましたけれども、県下でもってたいへんの方がこれに携わっているわけでありますから、どうか全体の医療費の抑制という面からも皆でもってこのことを考えていかなないといけないと、このように考えています。

それから、数字の確認でありますけれども、147億、75歳以上というのが新年度予算でもって、どの位の方を想定して、75歳以上の方がさきほど108,000人位だったと記憶がありますけれど、予算を組む時にですね、110,000人位になるのでしょうか。分かりましたら参考のためお聞かせ願いたいと思います。とりあえず、これが1、2点お願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 武井課長

○業務課長(武井俊一君) お答えいたします。

まず、予算上は保険料の算定するに当たっての人数ですけども、24年度は115,473人を賦課する被保険者ということで想定してございます。これは、延べ人数でございまずので、亡くなった方とか転出された方も含まれてございます。一回賦課した人ということでございます。

あとジェネリックの普及方法でございしますが、それにつきましては、医師会、薬剤師会等へもお願いに行きまして、是非普及をお願いしたいということで、何回か足を運んでございますし、ご存知のとおり、ジェネリック医薬品のパンフレット等を市町村へお願いしまして、配布をしてございます。また、来年度から、何度か言っておりますように、差額通知も年2回ほど出して、この位医療費の方も節約できますよということを、被保険者の皆様にご報告等ピーアールをしてみたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

●議長(太田利政君) 他にございますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 深澤平助君

○19番 深澤平助君 市町村の支出金について、ただいまの説明では、会計が147億円というふうに言われたのですが、協議会で出された関係資料になりますが、それに出ている数字は149億6千5百万円、2億6千3百万円の数字の違いがあるんですけど、この違いの説明をお願いしたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 武井課長

○業務課長(武井俊一君) お答えいたします。

市町村支出金の総額は、資料2、予算説明書の51ページにございますように、予算額は14,702,984千円ということでございますので、さきほどの全員協議会の説明の時

も、その数字で説明をしたと思いますけれども、もし違っておりましたら、あくまで14,702,984千円ということですので、よろしく願いいたします。

●議長(太田利政君) 了解ですか。

○19番 深澤平助君 はい。

●議長(太田利政君) 他にございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手多数であります。

よって「議案第7号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【条項、字句等の整理】

●議長(太田利政君) お諮りいたします。

本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長(太田利政君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審査は、全て終了いたしましたので会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の定例会も、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝を申し上げます。

以上をもちまして、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成24年第1回定例会を閉会といたします。ご苦労様でございました。

閉会 午後4時25分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 太 田 利 政

署名議員 長 谷 部 集

署名議員 守 屋 茂 久